



査の実施													
4	同法第23条(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令											○	
六 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	2 同令第12条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	3 同令第13条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定											○	
	4 同令第15条第1項第3号(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に對する承認											○	
	4の2 同令第15条第2項第1号(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体からの報告の徴収及び事務等への立入検査の実施											○	
	5 同令第16条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	6 同令第17条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による借約金の徴収金額の決定及び償還 (一) 母子福祉団体に係る借約金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長
7 同令第18条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長	
七～十三 略													
十四 その他 略													

  

入検査の実施													
4	同法第15条の4(同法第10条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令											○	
六 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	2 同令第11条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	3 同令第12条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定											○	
	4 同令第14条第1項第3号及び第2項(同令第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に對する承認及び報告の徴収等											○	
	5 同令第15条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定 (一) 母子福祉団体に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
	6 同令第16条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による借約金の徴収金額の決定及び償還 (一) 母子福祉団体に係る借約金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長
	7 同令第18条(同令第20条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二) (一)以外のもの											○	福祉事務所長 日野総合事務所 所長 所長
七～十三 略													
十四 その他 略													









5	同法第2条第2項において準用する同法第9条第2項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新申請の受理						○	保健所長
6	同法第2条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録の更新及び同法第2条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録の更新に係る通知						○	保健所長
7	同法第2条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の拒否及び同法第2条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の更新の拒否に係る通知						○	保健所長
8	同法第3条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更及び同法第3条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更に係る通知						○	保健所長
9	同法第3条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否及び同法第3条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否に係る通知						○	保健所長
10	同法第4条の規定による登録簿の閲覧						○	保健所長
11	同法第5条第1項の規定による廃業等の届出の受理						○	保健所長
12	同法第6条の規定による登録の抹消						○	保健所長
13	同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令					○		
14	同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知					○		
15	同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理						○	保健所長
16	同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知					○		
17	同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言						○	保健所長











10 同条例第5条第4項の規定による指定しようとする旨並びに指定の区域、指定に係る希少動植物の種及び個体の公表及び公告事項を周知するための措置	○								
11 同条例第5条第5項の規定による指定の区域、指定に係る希少野生動植物の種及び個体の案についての意見書の受理				○					
12 同条例第5条第6項の規定による公聴会の開催	○								
13 同条例第5条第7項の規定による指定する旨並びに指定の区域、指定に係る希少野生動植物の種及び個体の公示	○								
14 同条例第5条第9項の規定による指定の解除	○								
15 同条例第6条第1項の規定による指定に係る希少野生動植物の捕獲等の届出の受理						○		保健所長	
16 同条例第6条第2項の規定による捕獲等の禁止等の命令、同条例第3項の規定による命令をすることができる期間の延長及び同条例第4項の規定による通知						○		保健所長	
17 同条例第6条第5項の規定による届出に係る捕獲等に着手することができる期間の短縮						○		保健所長	
18 同条例第7条第1項の規定による保護管理地区の指定並びに同条例第2項において準用する同条例第15条第9項の規定による保護管理地区指定の解除等	○								
19 同条例第7条第4項第4号の規定による保護管理地区の区域域内における建築物その他工作物の新築等の許可						○		保健所長	
20 同条例第7条第9項の規定による既に着手している行為の届出の受理及び同条例第10項の規定による応急措置としての行為の届出の受理						○		保健所長	
21 同条例第8条第1項の規定による立入制限地区の指定、同条例第6項の規定による指定の解除等	○								
22 同条例第8条第8項第3号の規定による立入りの許可						○		保健所長	
23 同条例第9条第1項の規定による保全						○		保健所長	





12	同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令					○		
13	同法第7条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知					○		
14	同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量の報告の受理					○	保健所長	
15	同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知					○		
16	同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言					○	保健所長	
17	同法第24条第1項及び第2項の規定による第一種フロン類回収業者に対する勧告及び同法第3項の規定による命令					○	保健所長	
18	同法第25条第1項の規定による第二種特定製品回収業者の登録					○	保健所長	
19	同法第26条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の通知					○	保健所長	
20	同法第27条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長	
21	同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する第9条第2項の規定による第二種特定製品回収業者の登録の更新申請の受理、同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する第10条第1項の規定による登録の更新若しくは同法第27項の規定による当該更新に係る通知又は同法第28条において準用する同法第12条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の拒否若しくは同法第27項の規定による当該拒否に係る通知					○	保健所長	
22	同法第28条において準用する同法第13条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による第二種特定製品回収業者登録簿の登録事項の変更若しくは同法第27項の規定による当該変更に係る通知又は同法第28条において準用する同法第					○	保健所長	



第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の通知若しくは同法第32条第6項において準用する同条第4項において準用する同法第31条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の拒否の通知							
34 同法第32条第7項の規定による登録の通知						○	保健所長
35 同法第32条第9項の規定による国土交通大臣への通知				○			
36 同法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する同法第9条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新申請の受理、同法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録の更新若しくは同条第2項の規定による当該更新に係る通知又は同法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する第11条第1項の規定による登録の更新の拒否若しくは同条第2項の規定による当該拒否に係る通知						○	保健所長
37 同法第33条第1項において準用する同法第13条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の登録簿の変更若しくは同条第2項の規定による当該変更に係る通知又は同法第33条第1項において準用する同法第13条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録簿の変更の拒否若しくは同条第2項の規定による当該拒否に係る通知						○	保健所長
38 同法第33条第1項において準用する同法第14条の規定による第二種フロン類回収業者登録簿の取扱い						○	保健所長
39 同法第33条第1項において準用する同法第15条第1項の規定による第二種フロン類回収業者に係る廃棄物の届出の受理						○	保健所長
40 同法第33条第1項において準用する同法第16条の規定による第二種フロン類回収業者の登録の抹消						○	保健所長
41 同法第33条第1項において準用する同法第17条第1項の規				○			



